

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

改正案		現行	
別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）	別表第四 南極史跡記念物（第八条関係）
番号 一〇八十一	番号 一〇八十一	番号 一〇八十一	番号 一〇八十一
名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
位置 （略）	位置 （略）	位置 （略）	位置 （略）
千八百四十年にデュモン・デュ ルビルが上陸したテール・アデ リーの小島	千八百四十年にデュモン・デュ ルビルが上陸したテール・アデ リーの小島	千八百四十年にデュモン・デュ ルビルが上陸したテール・アデ リーの小島	千八百四十年にデュモン・デュ ルビルが上陸したテール・アデ リーの小島
東緯六十六 度三十六分 東経百四十 度四分	東緯六十六 度三十六分 東経百四十 度四分	東緯六十六 度三十六分 東経百四十 度四分	東緯六十六 度三十六分 東経百四十 度四分
別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）	別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）	別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）	別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）
南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区（第十七南極 特別保護地区 第二十七南極特別 保護地区	南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区（第十七南極 特別保護地区 第二十七南極特別 保護地区	南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区（第十五南極 特別保護地区	南極特別保護地区 第一南極特別保護 地区（第十五南極 特別保護地区
要件 （略）	要件 （略）	要件 （略）	要件 （略）
一 当該地区内での活動は、他の場所 ではできない科学的調査又は必要不 可欠な管理活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両 を使用しないこと。 三 毎年四月十五日から八月三十一日 までの期間は、当該地区の直上空域 にあつては、次の表の上欄に掲げる 航空機ごとに、下欄に掲げる空域を 飛行しないこと。			
単発式の 回転翼航 空機	単発式の 回転翼航 空機	単発式の 回転翼航 空機	単発式の 回転翼航 空機
地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域
多発式の 回転翼航 空機	多発式の 回転翼航 空機	多発式の 回転翼航 空機	多発式の 回転翼航 空機
地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域
単発式又 は双発式 の飛行機	単発式又 は双発式 の飛行機	単発式又 は双発式 の飛行機	単発式又 は双発式 の飛行機
地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域	地表から高度七百五十メ ートル以下の空域
多発式の 飛行機	多発式の 飛行機	多発式の 飛行機	多発式の 飛行機
地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域	地表から高度千メートル 以下の空域

第三十四南極特別保護地区	第二十八南極特別保護地区、第三十南極特別保護地区、第三十一南極特別保護地区	<p>飛行機、双発式の飛行機を以下の空域を除く。）</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
	<p>(略)</p> <p>一、五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東、経百六十三度二分四十八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七、十一 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 回転翼航空機は、指定された地点（南緯六十四度九分二秒西、経六十度五十七分四十秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 前号の規定に従つて離着陸する場合を除き、原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表</p>	

第三十四南極特別保護地区	第二十八南極特別保護地区、第三十南極特別保護地区、第三十一南極特別保護地区	<p>(略)</p> <p>一、五 (略)</p> <p>六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東、経百六十三度二分四十八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>七、十一 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯六十四度九分二秒西、経六十度五十七分四十秒）に限り、着陸することができる。</p>
--------------	---------------------------------------	--

第三十六南極特別保護地区	<p>から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該地区への立入りは、ウイルクス・ヒルトン小屋の北にある地点(南緯六十六度十五分十七秒東経百十度三十二分十四秒)、又は当該地区の境界線上にある地点(南緯六十六度四十分三十一秒東経百十度三十分五十四秒)を起点とし、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点(南緯六十六度四十分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒)の地点に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点(南緯六十六度四十分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒)から行ふこと。</p>
--------------	---

第三十六南極特別保護地区	<p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物又は植物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該地区への立入りは、ウイルクス・ヒルトン小屋の北にある地点(南緯六十六度十五分十七秒東経百十度三十二分十四秒)、又はジャック・ス・ドンガ小屋の南にある地点(南緯六十六度四十分十四秒東経百十度三十八分三十秒)から行ふこと。</p>
--------------	--

<p>第三十七南極特別保護地区、第六十三南極特別保護地区、第六十四南極特別保護地区</p>	
<p>一、六（略） 七、毎年十月一日から翌年の三月三十</p>	<p>五、十三（略） （略）</p> <p>三、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの繁殖地から三十メートル以内の区域に立ち入らないこと。</p> <p>四、原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。ただし、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分十四秒東経百十度三十八分七秒）を起点とし、同地点から当該地区の境界線を東進し、南緯六十六度十四分四十七秒東経百十度三十八分三十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から六十八度の方向に引いた直線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分三十一秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、クラーク半島の海岸にある地点（南緯六十六度十四分二十九秒東経百十度三十六分五十一秒）に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を北西に進み、当該地区の境界線上にある地点（南緯六十六度十四分二十七秒東経百十度三十六分五十四秒）に至り、同地点から当該地区の境界線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域を除く。</p>

<p>第三十七南極特別保護地区、第六十三南極特別保護地区、第六十四南極特別保護地区</p>	
<p>一、六（略） 七、毎年十月一日から翌年の三月三十</p>	<p>五、十三（略） （略）</p> <p>三、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの繁殖地から四十メートル以内の区域に立ち入らないこと。</p> <p>四、原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

第六十五南極特別保護地区

八〇十六 (略)	多発式の飛行機	単発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の回転翼航空機
	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
	<p>一日までの期間は、前号の規定に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であつても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。</p>			
	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 原則として、毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、回転翼航空機は指定された地点（南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒、南緯七十四度十九</p>			

八〇十六 (略)	多発式の飛行機	単発式の飛行機	多発式の回転翼航空機	単発式の回転翼航空機
	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度千五百メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域	地表から高度七百五十メートル以下の空域及びスカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域
	<p>一日までの期間は、前号の規定により離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。ただし、回転翼航空機は、離着陸する場合であつても、当該地区のうち、スカリン・モノリスの氷河のない区域の直上空域を飛行しないこと。</p>			
	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 原則として、毎年十月十五日から翌年の二月二十日までの期間は、回転翼航空機は指定された地点（南緯七十四度十八分五十秒東経百六十五度四分二十九秒、南緯七十四度十九</p>			

分二十四秒東經百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十三秒東經百六十五度七分五十七秒)に限り、着陸することができる。なお、離着陸する場合にあつては、南緯七十四度十八分五十秒東經百六十五度四分二十九秒の地点を起点とし、同地点から東方、北から百二十三度の方角に引いた直線を南東に進み、シエラ湾上の地点(南緯七十四度十九分二十秒東經百六十五度七分二十三秒)に至り、同地点から東方、北から百五十八度の方角に引いた直線を南東に進み、南緯七十四度十九分四十三秒東經百六十五度七分五十七秒の地点に至り、同地点から西方、北から七十九度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分四十秒東經百六十五度六分四十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から百七度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十一秒東經百六十五度六分四十四秒の地点に至り、同地点から西方、北から百三十一度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯七十四度十九分四十二秒東經百六十五度六分三十五秒の地点に至り、同地点から西方、北から百五十七度の方角に引いた直線を南西に進み、当該地区の境界線上の地点(南緯七十四度十九分二秒東經百六十五度六分二秒)に至り、同地点から当該地区の境界線を北西に進み、南緯七十四度十九分十一秒東經百六十五度三分二秒の地点に至り、同地点から西方、北から五度の方角に引いた直線を北西に進み、南緯七十四度十九分二秒東經百六十五度三分二十秒の地点に至り、同地点から東方、北から八度の方角に引いた

直線を北東に進み、南緯七十四度十八分五十七秒東経百六十五度三分二十一秒の地点に至り、同地点から東方七十度の方角に引いた直線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域の直上区域以外の区域を飛行しないこと。

四 毎年十月十五日から翌年の二月二十日まで期間は、前号の規定に従つて離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機	地表から高度千メートル以下の空域
双発式の飛行機	以下の空域
飛行機を（除く。）	

五 航空機の着陸地として指定された地点（南緯七十四度十九分二十四秒東経百六十五度七分十二秒又は南緯七十四度十九分四十三秒東経百六十五度七分五十七秒に限る。）からペングインの繁殖地までを徒歩で移動する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること

。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

七 原則として、当該地区内では指定された地点（南緯七十四度十八分五十一秒東経百六十五度四分十六秒又は南緯七十四度十九分三十四秒東経百六十五度七十九秒）に限り、野営することができる。

八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

九 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

一 原則として、当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

二 原則として、当該地区への立入りは、南緯六十六度四十九分一秒東経百四十一度二十三分の地点から行うこと。

三 原則として、当該地区内では科学的調査又は管理活動のために必要な場合に限り、車両（重量が一・二トンを超えないものに限る。）を使用することができる。

四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために

第六十六南極特別保護地区

第六十七南極特別  
保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南極鳥類の個体数の調査については、前回の調査が終了した日から起算して五年を経過しない場合、実施してはならない。
  - 二 当該地区内には、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、立ち入らないこと。
  - 三 原則として、当該地区内に十二時間以上滞在しないこと。
  - 四 当該地区内では車両を使用しないこと。
  - 五 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
  - 六 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。
  - 七 原則として、当該地区内では野営しないこと。
  - 八 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。
  - 九 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離
- 必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。
- 六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
  - 七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
  - 八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
  - 九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

<p>よりも近づかないこと。 マクロネクテス・ギガン テウス（オオフルマカモ メ）</p>	<p>百メートル</p>
<p>アプテノデュテス・フォ ルステリ（コウテイペン ギン）（繁殖地にいるも の又は換羽中のものに限 る。）</p>	<p>三十メー トル</p>
<p>南極鳥類のうち、アプテ ノデュテス・フォルステ リ（コウテイペンギン） 以外のペンギン目の種（ 繁殖地にいるものに限 る。）</p>	<p>十五メー トル</p>
<p>南極哺乳類のうち、肉食 目に属する種（幼獣を伴 うものに限る。）</p>	
<p>南極鳥類のうち、みずな ぎどり科に属する種 カタラクタ・マコルミキ （ナンキョクオトウゾ クカモメ）</p>	
<p>南極鳥類のうち、ペンギ ン目に属する種 南極哺乳類のうち、食肉 目に属する種（幼獣又は 幼獣を伴うものを除く。）</p>	<p>五メー トル</p>
<p>十 当該地区内に家きん又はその卵の 加工品を持ち込まないこと。</p>	
<p>十一 当該地区内に生きている動物、 植物又は微生物を持ち込まないこと 。</p>	
<p>十二 当該地区内に持ち込むすべての 物品を洗浄又は滅菌すること等によ り、動物、植物又は微生物の偶発的 な移入を防ぐこと。</p>	
<p>十三 当該地区内に除草剤又は殺虫剤 を持ち込まないこと。</p>	

十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。